

1. 景観重要建造物の指定に関する事項

景観重要建造物とは、建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し、景観上重要な建築物、工作物を市長が指定します。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除去、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は市長の許可が必要となります。

また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

壱岐市では、以下のような観点から選定及び指定します。

- ・周辺地域の良好な景観を特徴づける建造物
- ・地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- ・すぐれたデザインや高度な技術が使われている建造物
- ・地域の伝統的な様式を継承している建造物
- ・壱岐市観光名所となっている建造物
- ・市民に親しまれ、愛されている建造物

※対象とならない重要建造物

- ・重要文化財、特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。

2. 景観重要樹木の指定に関する事項

景観重要樹木とは、地域の景観上重要な樹木を所有者の意見を尊重し、市長が指定します。

景観重要樹木に指定されると、樹木の伐採、移植は市長の許可が必要となります。また、市長は管理の基準を定めて、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。

壱岐市では、地域の自然や文化などからみて、樹姿が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものを以下のような観点から選定及び指定します。

- ・地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- ・地域のシンボルとなっているもの
- ・樹齢、樹姿等からみて景観上優れているもの
- ・市民に親しまれ、愛されているもの

※対象とならない重要樹木

- ・特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。